

1. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	(様式-6) ① 当該業務に関する部門(造園部門又は都市計画及び地方計画部門)の建設コンサルタント登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関 ② 上記以外	①10 ②加点しない
	業務実績	(様式-5) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務実績がある ② 類似業務実績がある なお、業務実績が無い場合は選定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務の業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は選定しない。	①20 ②10
		平成16年度から平成20年度末までに完了した業務のうち関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。 ① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満 ⑦ 60点未満 なお、500万円以上の関東地方整備局発注業務の実績がない場合は、加点しない。	①20 ②16 ③12 ④ 8 ⑤ 4 ⑥加点しない ⑦選定しない
	優良表彰	(様式-7) 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成16年度から平成20年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰をうけた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記の順位で評価する。 ① 優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が5件以上ある者 ② 優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある者、又は、土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が3件以上5件未満ある者 ③ コスト縮減優良業務表彰を受けた経験がある者 なお、上記以外の者は加点しない。	① 5 ② 3 ③ 1
事故及び不誠実な行為	関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。(平成21年11月26日現在) ① 文書注意 ② 口頭注意	① -5 ② -3	

予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	<p>(様式-2) 技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>① 技術士 ・ 技術士:総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・ 技術士:建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・ 技術士:建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門)に4年以上従事している者。</p> <p>② RCCM</p> <p>③ 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:公園管理に関する研究)</p> <p>④ 平成18年度から平成20年度までに完了した同種又は類似業務において、管理技術者として従事した者。ただし、平成20年度に担当した港湾空港関係を除く関東地方整備局発注業務(照査技術者として従事した業務は除く)の平均業務成績が73点未満の場合、又は平成20年度に従事した業務(照査技術者として従事した業務は除く)において指名停止等の措置を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>なお、上記以外の場合は選定しない。</p>	<p>①10</p> <p>② 5</p> <p>③10</p> <p>④ 5</p>
	業 務 経 験	<p>(様式-2)(様式-3) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 同種業務の実績を有する者</p> <p>② 類似業務の実績を有する者</p> <p>③ 同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)</p> <p>④ 類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)</p> <p>⑤ 公園管理に関する研究実績を持つ者</p> <p>なお、業務実績が無い場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満の場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。⑤を実績とする場合、研究内容がわかる資料を添付すること。</p>	<p>①20</p> <p>②16</p> <p>③20</p> <p>④16</p> <p>⑤12</p>
	専 門 技 術 力	<p>平成16年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 85点以上</p> <p>② 80点以上85点未満</p> <p>③ 75点以上80点未満</p> <p>④ 70点以上75点未満</p> <p>⑤ 65点以上70点未満</p> <p>⑥ 60点以上65点未満</p> <p>⑦ 60点未満</p> <p>平成16年度以降公示日までに完了した500万円以上の関東地方整備局発注業務の実績がない場合、加点しない。</p>	<p>①20</p> <p>②16</p> <p>③12</p> <p>④ 8</p> <p>⑤ 4</p> <p>⑥ 加点しない</p> <p>⑦ 選定しない</p>
	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の業務成績に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理技術者とする。</p>	-5	

	優良表彰	<p>(様式-2)(様式-3)</p> <p>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成16年度から平成20年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者、又は、土木関係建設コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件以上ある者</p> <p>なお、上記以外の者は加点しない。</p>	① 5
	専任性	<p>(様式-2)</p> <p>手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円以上または件数が10件以上の場合。または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が4億円以上または件数が10件以上は選定しない。</p> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。</p>	数値化しない
業務実施体制	業務実施体制の妥当	<p>(様式-4)(様式-8)</p> <p>業務の分担について記載する。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合</p> <p>② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合</p>	数値化しない

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員

2. 技術提案書を特定するための基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	管理技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(参加表明書様式-2) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士 ・ 技術士:総合技術監理部門(建設部門) ・ 技術士:建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・ 技術士:建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門)に4年以上従事している者。 ② RCCM ③ 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術) ④ 平成18年度から平成20年度までに完了した同種又は類似業務において、管理技術者として従事した者。ただし、平成20年度に担当した港湾空港関係を除く関東地方整備局発注業務(照査技術者として従事した業務は除く)の平均業務成績が73点未満の場合、又は平成20年度に従事した業務(照査技術者として従事した業務は除く)において指名停止等の措置を受けた場合はこの限りではない。 ⑤ 上記以外	①10 ② 5 ③10 ④ 5 ⑤特定しない
	業務実績	(参加表明書様式-2)(参加表明書様式-3) 平成11年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 同種業務の実績を有する者 ② 類似業務の実績を有する者 ③ 同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) ④ 類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※) ⑤ 公園管理に関する研究実績を持つ者 ⑥ 上記以外 ⑦ 実績として挙げた同種又は類似業務が関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満である場合 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。	①20 ②16 ③20 ④16 ⑤12 ⑥特定しない ⑦特定しない
	専門技術力	平成16年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	①20 ②16 ③12 ④ 8 ⑤ 4

	<p>① 85点以上 ② 80点以上85点未満 ③ 75点以上80点未満 ④ 70点以上75点未満 ⑤ 65点以上70点未満 ⑥ 60点以上65点未満</p> <p>なお、平成16年度以降公示日までに完了した500万円以上の関東地方整備局発注業務の実績がない場合、加点しない。 管理技術者が60点未満の場合、特定しない。</p>	⑥加点しない	
	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の業務成績に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理技術者とする。</p>	-5	
優良表彰	<p>(参加表明書様式-2)</p> <p>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成16年度から平成20年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者、又は、土木関係建設コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件以上ある者</p> <p>なお、上記以外の者は加点しない。</p>	① 5	
実施方針・実施フロー・工程表その他(様式-11)及びヒアリング	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	10
参考見積	<p>参考見積の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提示した業務量と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する場合がある。 	数値化しない	

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員

プロポーザル評価表(技術者提案型)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 業務名 | アセットマネジメント計画策定業務 |
| 2. 所属事務所 | 国営常陸海浜公園事務所 |
| 3. 方式 | 簡易公募型に準じたプロポーザル方式 |
| 4. 技術提案書の提出要請日 | 平成21年11月30日 |
| 5. 特定通知日 | 平成21年12月17日 |

評価項目			評価の着目点		評価の ウエイト	1	2	4	3
						日本工営(株)	A社	B社	C社
						点数	点数	点数	点数
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容		10	10	10	10	10
	業務経験	業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		20	20	20	20	20
	専門技術力	業務成績	平成16年度以降に完了した業務の平均技術者評点		20	12	12	12	8
			平成20年度以降に完了した業務について業務成績に60点未満がある場合		-5	0	0	0	0
	優良表彰	平成16年度から平成20年度までに完了した業務のうち優秀技術者表彰、優良業務表彰等の有無		5	0	0	0	0	
ヒアリング (実施方針・実施フロー・工程表その他)			業務理解度	目的、条件、内容の理解度	30	25.5	24.0	22.5	24.0
			実施手順	実施フローの妥当性	10	8.0	7.5	7.0	7.0
			工程表	業務量把握の妥当性	5	3.5	3.8	3.5	3.3
			その他	有益な代替案	10	7.0	6.0	7.0	7.0
合計点					110.0	86.0	83.3	82.0	79.3
参考見積			参考見積の妥当性		数値化しない	○	○	○	○